

政令第 号

電波技術審議会令

内閣は、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第二百三十三号）第二十七條第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一條 電波技術審議会（以下「審議会」という。）は、電波監理委員会の諮問に応じ、左に掲げる事項のうち、電波の規律に必要な技術に關するものを調査審議する。

一 無線設備の技術基準に關する事項

二 無線局の検査に關する事項

三 電波の監視に關する事項

四 周波数の選定に關する事項

五 標準電波の発射及び標準時の通報に關する事項

六 電波の規律に關し國際無線通信諮問委員会に提案する事項

七 その他電波の規律に關する事項

（組織）

第二條 審議会は、会長及び委員十六人以内で組織する。

2 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

第三條 会長は、電波監理委員会の委員のうちから、電波監理委員長が任命する。

2 委員及び専門委員のうち、少くともその半数の者は学識経験のある者のうちから、その他の者は關係行政機關の職員のうちから、電波監理委員会委員長が任命する。

第四條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五條 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(一部会)

第六條 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に所属する委員の互選により、部会長を置く。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 前條第二項の規定は、部会長に準用する。

(庶務)

第七條 審議会の庶務は、電波監理・總局電波部において処理する。

(雜則)

第八條 審議会の議事の手続に附し必要な事項は、会長が定める。

(附則)

1 この政令は、電波監理委員会設置法施行の日（昭和二十五年

六月一日）から施行する。

2 電波技術審議会令（昭和二十四年政令第百七十七号）は、廃止する。

理由

電波監理委員会設置法第二十七條第二項の規定により、電波技術審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員について定める必要があるからである。

参照

電波監理委員会設置法中、関係條文抜萃

第二十七條 左の表の上欄に掲げる機関は、電波監理委員会の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種類	目的
電波技術審議会 (以下省略)	電波監理委員会の諮詢に応じて、電波の技術に関する事項について調査審議すること。
3 (省略)	2 電波技術審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。